

久保田児童センターで行っている講座等

乳幼児向け講座「友遊チャイルドクラブ」

- ◇乳幼児とその保護者に向けた講座として「友遊チャイルドクラブ」を開催しています。
- ◇活動は、毎週木曜日に実施しており、多くの子ども達とその保護者が交流を深めています。

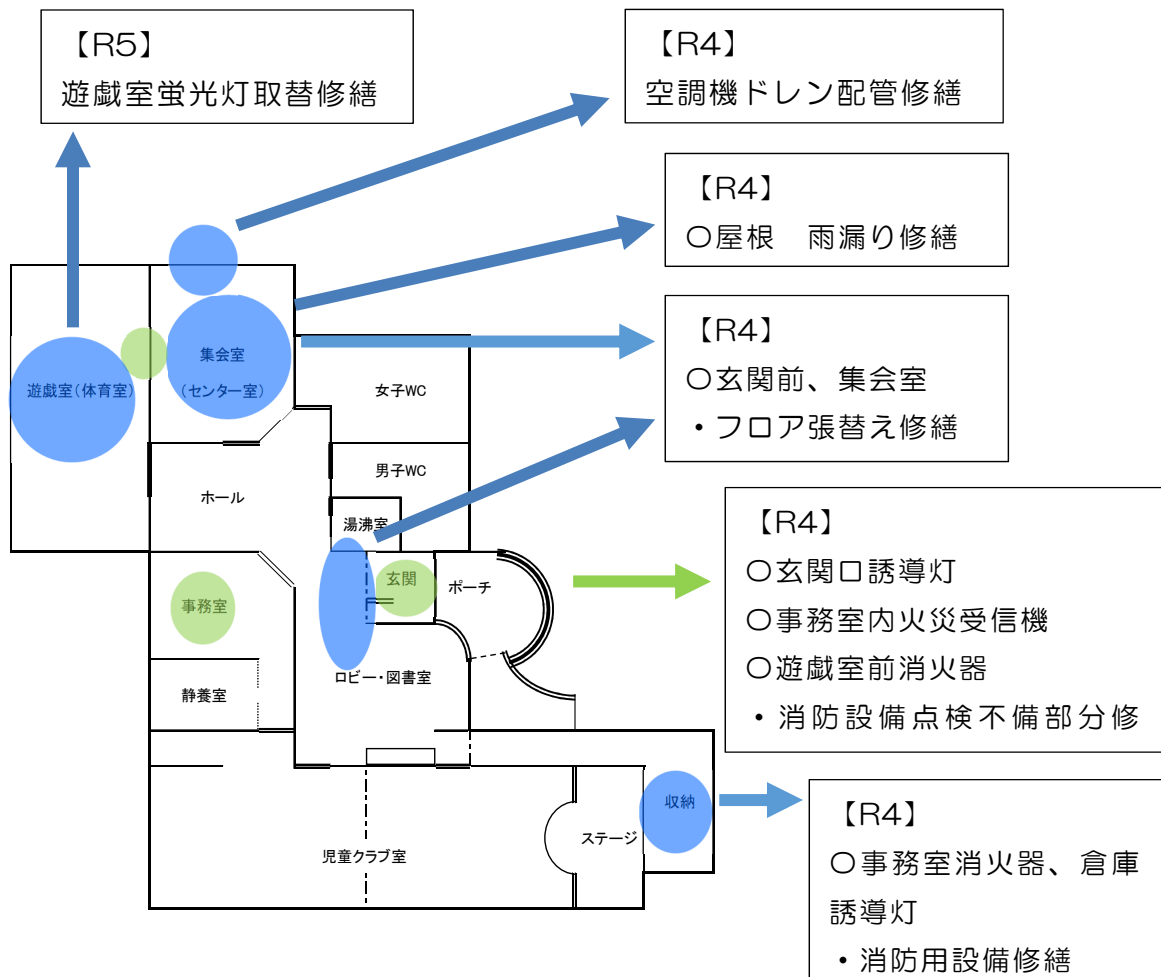
小中学生を対象とした講座

- ◇小中学生を対象とした茶道教室、囲碁・将棋教室を開催しています。
- ◇活動は土曜日に実施しており、多くの子ども達が伝統文化等を体験する機会となっています。

放課後児童クラブを併設

- ◇放課後児童クラブとは、市内に居住し、または市内の小学校に就学している児童で、その保護者が就労等により放課後家庭にいないことが常態である児童を預かり、健全育成、安全確保を行うものです。
- ◇児童クラブを併設しているのは、東与賀児童館、久保田児童センター、北部児童センターの3館です。
- ◇登録児童数に応じた児童クラブ指導員を配置しています。

修繕について



佐賀市児童館運営協議会運営要綱

(運営協議会の設置)

第1条 佐賀市内の児童館の適正な管理運営を図るため、佐賀市内の児童館に児童館運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、「別表1」掲げる委員8人以内で各児童館に組織する。

2 協議会に会長及び副会長を各1名置く。

3 会長は委員の互選とし、副会長は会長が指名する。

(職務)

第3条 会長は、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌々年度末までとする。ただし、再任することを妨げない。

2 補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会)

第5条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、次の各号に掲げる事項について意見交換及び情報共有等を行う。

(1) 児童館の管理に関すること。

(2) 児童館の運営方針に関すること。

(開催回数)

第6条 協議会は、毎年1回以上開催するものとする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、児童館を所管する部署において行う。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

別表1 (第2条関係)

佐賀市児童館運営協議会委員

部 門	人 数	委 員
地域組織の代表者	8人以内	自治会や子ども会など地域で活動する団体の代表者
学識経験者	〔各部門から 1人以上〕	幼稚園や保育園及び小学校の教諭など子どもの生活や行動に関する見識を持つ経験者
利用者代表		利用児童の保護者代表等